

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	BP-23D4-204003
	調達要求年月日	令和8年7月30日
	作 成 部 課	情報本部大井通信所
	作 成 年 月 日	令和8年 7 月 2 9 日
品 名	硫黄島係空調機保守点検	
仕様書番号	D I H - L W - 2 6 0 2 6	

指定事項

2.3 役務対象品名及び数量等

実施項目及び実施回数は以下のとおり

- ・空調機（ACP）は、各2回実施する。
- ・換気設備（AF）及びドレン清掃は、各1回実施する。

2.4 役務実施時期

- ・空調機（ACP）の役務実施時期は、10月及び11～翌2月とする。
- ・換気設備（AF）及びドレン清掃の役務実施時期は、10～翌2月とする。
- ・作業日は現地部隊と調整する。

2.6 d) 定期交換部品の交換

定期交換部品等は以下のとおり

- ・各空調機室外機のVベルト × 各1個
(C-91-R×8、A-47-R×1)
- ・表1に示す塩害防止フィルターすべて。

――以下余白――

調達要求番号：BP-23D4-204003

情報本部仕様書				
物品番号等		仕様書番号		
品名 又は 件名	空調機等保守点検	DIH-LW-26026		
		大臣承認	令和 年 月 日	
		作成	令和 8年 7月 29日	
		改正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作成	情報本部大井通信所	

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部で保有する空調機等保守点検（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

情報本部の立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第20号）

2. 役務に関する要求

2.1 一般的事項 本役務の実施にあたっては、本仕様書及び図面によるほか、関係法令等に基づき実施するものとする。

2.2 役務実施場所 役務実施場所は、情報本部（硫黄島）とし、細部は付図による。

2.3 役務対象品名及び数量等 役務対象品名及び数量等は、表1によるものとし、実施項目は調達要領指定書に示す。

表1－役務対象品名及び数量等

区分	番号	品名	単位	数量	備考
空調機（ACP）	1	空冷式パッケージ型エアコン PCZ-ZRP280BM （室内：PC-RP280BA13 室外：PUZ-ZRP280KA10）	式	2	定格冷房能力：25kW 三菱電機
	2	空冷式パッケージ型エアコン PCZ-ZRP224BM （室内：PC-RP224BA13 室外：PUZ-ZRP224KA10）	式	2	定格冷房能力：20kW 三菱電機
	3	設備用インバーターエアコン PFHV-P1400DM-E1（50馬力） （室内：PFAV-P1400DM-E1 室外：PUHV-P400SDM-E	式	4	定格冷房能力：125kW 三菱電機

		PUHV-P500SDM-E × 2)			
	4	設備用インバーターエアコン PFHV-P140DM-E (5 馬力) (室内: PFAV-P140DM-E 室外: PUHV-P400SDM-E)	式	1	定格冷房能力: 12.5kW 三菱電機
	5	空冷式パッケージ型エアコン PLZ-ERMP40LM (室内: PL-RP40LA13 室外: PUZ-ERMP40KA4)	式	1	定格冷房能力: 3.6kW 三菱電機
	6	空冷式パッケージ型エアコン (室内: PLFY-P56LMG5 × 2 PLFY-P36LMG5 PLFY-P22LMG5 × 3 室外: PUHY-P224DMG5)	式	1	冷房能力: 22.4kW 三菱電機
	7	空冷式パッケージ型エアコン (室内: PLFY-P36LMG5 × 2 PLFY-P28LMG5 × 3 PLFY-P28BMG5 室外: PUHY-P224DMG5)	式	1	冷房能力: 22.4kW 三菱電機
換気設備 (A F)	1、2	・プレフィルター 610W×610H×1枚、305W×610H×1枚 ・塩害防止エアフィルター RMPR-S10-66×1個 RMPR-S10-36×1個	式	2	塩害防止エアフィルター 進和テック社製 (または同等品)
	3、4	・プレフィルター 610W×610H×1枚 ・塩害防止エアフィルター RMPR-S10-66×1個	式	2	
	5	・プレフィルター 610W×305H×2枚 ・塩害防止エアフィルター RMPR-S10-36×2個	式	1	
	6	・プレフィルター 610W×610H×16枚、610W×305H×8枚 ・塩害防止エアフィルター RMPR-S10-66×16個、RMPR-S10-63×8個	式	1	
	7	・プレフィルター 610W×610H×1枚 ・塩害防止エアフィルター RMPR-S10-66×1個	式	1	
	8	・プレフィルター 610W×305H×1枚 ・塩害防止エアフィルター RMPR-S10-63×1個	式	1	

2.4 役務実施時期 役務実施時期は、調達要領指定書に示す。

2.4.1 業務計画書及び作業計画書の作成

契約相手側は、役務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業員名簿等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書（書式適宜）を作成し、監督官に確認を得るものとする。

2.4.2 作業時間

作業時間は原則として官側の課業時間内とする（0800～1645）

なお、止むを得ず、課業時間外に作業を実施しなければならない場合、監督官に届け出るものとする。

2.5 作業工程及び点検項目・点検内容 作業工程及び点検項目・点検内容は、次による。

a) 作業工程表作成 作業の着手に先立ち、作業工程は約1週間（定期便から定期便の間）を基準として作成するものとする。ただし、整備内容等でこの期間内で実施不可能な場合は、官側との協議により変更することが出来るものとする。また、航空便の使用不可等により、作業工程表に従うことが出来ない場合は、官側との協議し変更するものとする。作業工程表を作成の都度、監督官の確認を受けるものとする。

b) 点検項目・点検内容 表2に示す点検項目による。

- c) **保守点検報告書作成** 点検結果に基づき、報告書を作成するものとする。
- d) **役務写真・役務作業日誌** 役務に関する写真、作業日誌を作成するものとする。
- e) **定期交換部品等の交換** 調達要領指定書に示す部品を交換するものとする。
- f) **不具合箇所報告書作成** 点検の結果に不具合がある場合には、**付表 1**を作成するものとする。

表 2 一点検項目・点検内容

区分	点検項目		点検内容
空調機 (ACP)	外観状況		腐食，変形，破裂等の変化がないか。
	冷媒系統		ガス漏れ警報，配管，ラッキングに損傷等の劣化がないか。
	電気系統	端子盤	緩み，変色はないか。 緩み，変色はないか。
	排水系統	ドレンパン ドレン排水器 ろ材	発錆，防食等の劣化がないか。 流れに支障がないか。 詰まり及び損傷がないか。
	エアフィルター		腐食及び損傷の劣化がないか。
	主電源電圧		電圧変動の 10 %以内であるか。
	圧縮機		運転時の異音及び振動，運転電流
	冷媒ガス		高圧側圧力，低圧側圧力，吐出ガス温度，吸入ガス温度， 熱交換冷媒液温度
	室内送風機		運転時の異音及び振動，Vベルトの調整，運転電流， 絶縁抵抗
	室外送風機		運転時の異音及び振動，Vベルトの調整，運転電流， 絶縁抵抗
換気設備 (AF)	プレフィルター		交換
	塩害防止エアフィルター		交換

3. 品質保証

- 3.1 **監督・検査** 監督・検査は，支出負担行為担当官の定める監督検査実施要領による。
- 3.2 **総合試験** 保守点検終了時に，**表 1**に示す空調機の動作が問題ないことを確認すること。

4. その他の指示

- 4.1 **提出書類** 提出書類は**表 3**に示す提出書類を提出するものとする。なお，細部は官側との調整による。

表 3 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	作業工程表	1	契約後速やかに	紙	大井通信所	予定表（日程表）
2	保守点検報告書	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	点検作業内容（様式適宜）
3	役務写真	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	工程前後
4	役務作業日誌	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	様式適宜
5	不具合箇所報告書	1	作成の都度	紙	大井通信所	

- 4.2 **発生材の処置** 本役務の履行に伴う発生材の処分は，契約の相手方において実施するものとする。

4.3 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、役務履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、電子計算機又は可搬記憶媒体の持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し許可を得るものとする。
- c) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してはならない。

4.4 立入禁止場所への立入 契約相手方は、本役務の履行にあたり、立入禁止場所へ立ち入る際は、情報本部の立入禁止場所等に関する達に基づき事前に申請を行い、許可を得るものとする。

4.5 官側の支援 契約相手方は、現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。ただし、硫黄島における宿泊・給食は有償とする。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な、官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示
- d) 入間基地、厚木基地、横須賀基地または大井通信所と硫黄島間の人員器材の輸送手続きの調整
- e) 硫黄島における宿泊施設の調整
- f) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.6 交通・輸送等

交通・輸送等は次による。

- a) 本土内の交通輸送については、受注者が手配すること。
- b) 航空機で移動する場合は、官用便（入間（又は厚木）～硫黄島間）を利用すること。
- c) 航空機利用に先立ち、監督官と調整のうえ、情報本部大井通信所（硫黄島支援班）に、航空機搭乗承認申請を官側の書式に従い、速やかに申請書を作成し提出するものとする。なお、航空機搭乗承認申請から承認まで最大2か月間を要するため、監督官と調整のうえ、余裕を持って申請書を作成し、提出するものとする。
- d) 官用便の手続きは、出発予定時刻の1時間前に完了するものとする。
- e) 船舶による官用便（横須賀～硫黄島）を利用した資材及び機材等の輸送については、官用便を利用することが出来る。（令和8年度は令和9年2月予定）この場合、監督官の指示による他、海上自衛隊厚木基地内第4航空群司令部（硫黄島支援班）の指示に従うこと。
- f) 資材及び機材等の搬入手続きにおいては、受注者の責任及び負担において確実に行うこと。その際は、官側の指定する搭載要領に従い、遺漏なきよう実施すること。
なお、輸送中の破損等について、官側は一切の責任を負わないものとする。
- g) 現地の資材、人員輸送等に必要な車両については、契約の相手方により手配する。

4.7 宿泊・食事等

宿泊・食事等は次による。

- a) この役務の実施にあたり、硫黄島及び船舶内での滞在に必要な宿泊施設は、官側で準備するが、渇水事情等により利用できない場合は、官側から事前に連絡する。
- b) 生活に必要な電気、水道代は受注者の負担とし、有償とする。
- c) この役務の実施にあたり、硫黄島及び船舶内での食事は部隊による有料給食を利用することができる。

なお、渇水事情等により利用できない場合は官側から事前に連絡する。

- d) 日用必需品については、受注者側にて準備する。
- e) 自衛隊の医療機関を利用した場合は、有償とする。
- f) 契約相手側は、この役務開始前に、心臓病、高血圧、通風、虫歯等の離島勤務に支障のある疾患がない旨の最新の健康診断結果を、速やかに、監督官に掲示すること。

なお、常用薬等は、航空機の運航状況の変更を考慮し、持参すること。

- g) 島内の移動においては、官側からの車両等の支援が車両数及び勤務員の勤務状況により実施困難の可能性があるため、車両が必要とする場合は、先に述べた船舶による官用便にて受注側で準備されたい。

4.8 諸経費等 本業務に必要な諸経費等は下記のとおりとする。

- a) **宿泊光熱費** 官側施設を利用する場合、光熱費 3 8 8 円／泊（令和 7 年 8 月 1 日現在）徴収するものとする。
- b) **食事費** 官側施設を利用する場合、朝食 4 2 9 円、昼食 5 4 7 円、夕食 4 8 2 円（初日の夕食から最終日の昼食まで）（令和 8 年 4 月 1 日現在）徴収するものとする。
- c) **島への異動に伴う人件費 往復** 1 日分（0. 5 日×2 回）を見込むものとする。
- d) **国内旅行損害保険** 1 人につき 5 0, 0 0 0 千円以上（入院・通院給付特約付き）の国内損害保険に加入するものとする。
- e) **その他経費** 本業務に係る上記以外の経費については、官側と調整し、形状することが出来る。

4.9 その他

火山活動が活発な場合、契約の相手方の負担により、ガスマスク（H₂S・SO₂対応）、ヘルメット及びゴーグル等を準備し、官側の指示により、着用するものとする。

また、天候の悪化による航空機の運航中止や想定外の作業が生じたことによる作業期間の延長等、基準日程が大きく変更が生じた場合は、支出負担行為担当者と協議するものとする。

4.10 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と調整するものとする。

付表 1－不具合箇所報告書の様式

不具合箇所報告書

監督官

契約件名

契約番号

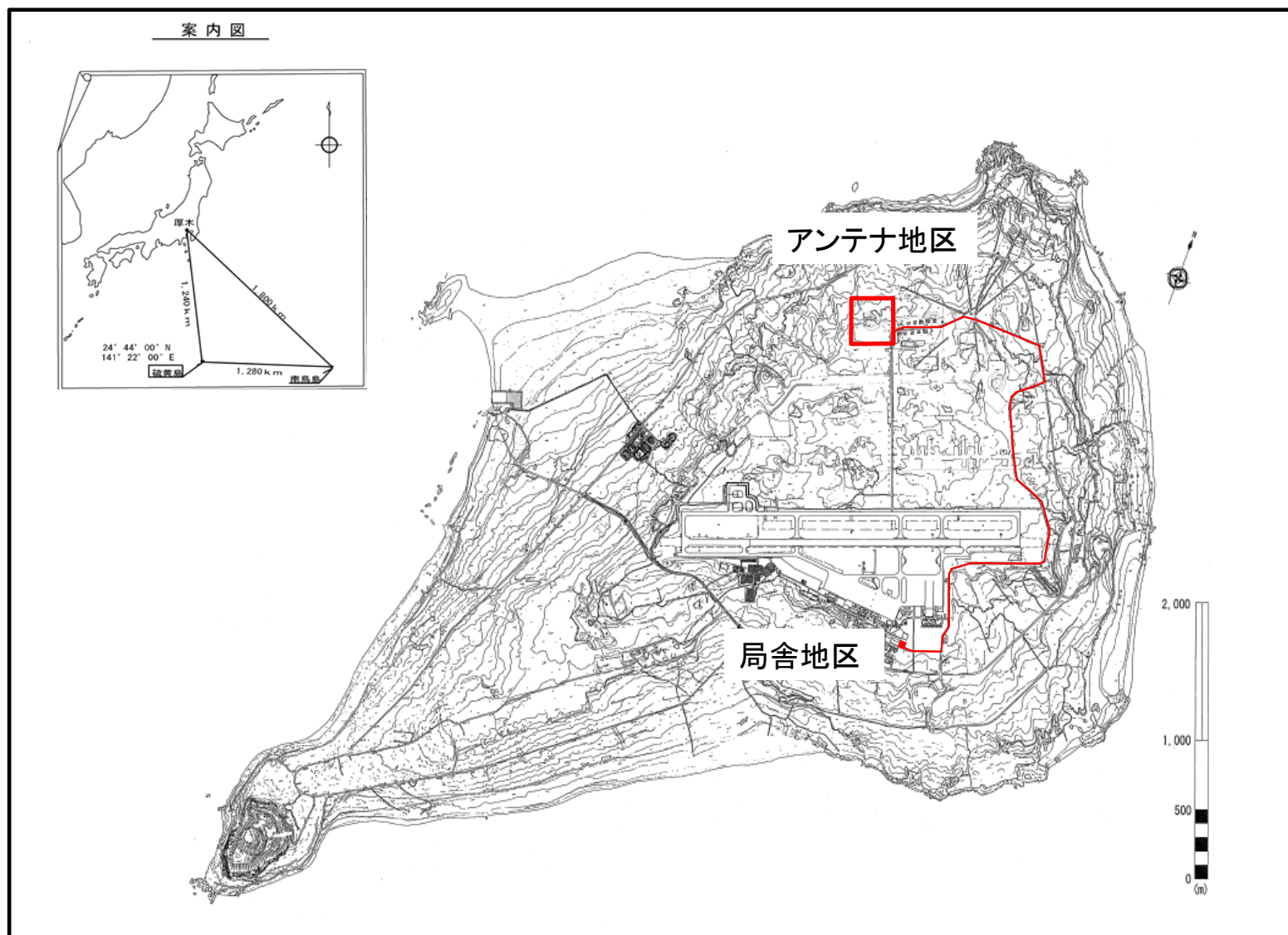
住 所

会社名

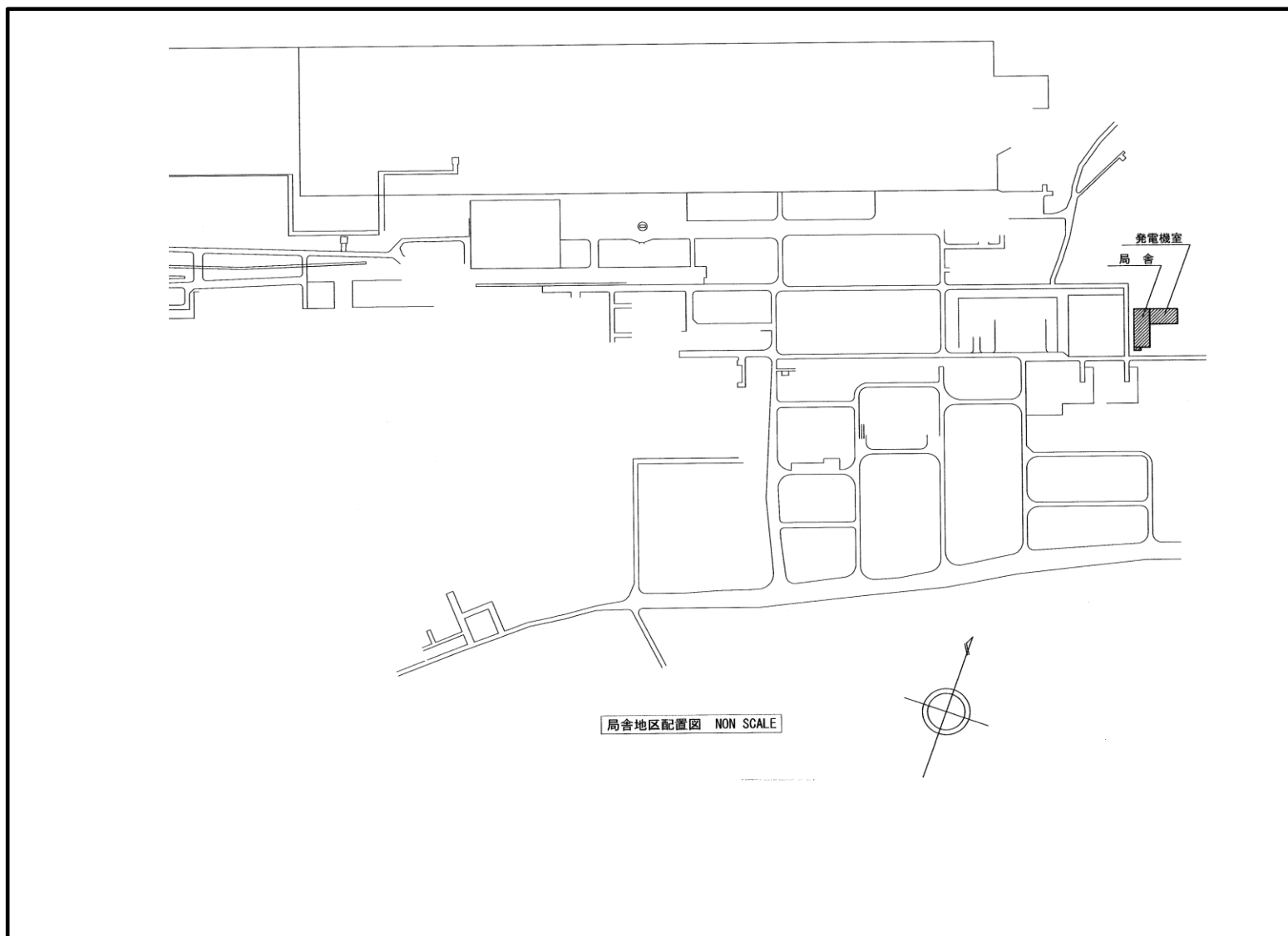
代表者名

印

No.	部品番号	部品名	不具合状況	備考



付図—硫黄島係位置図①



付図一硫黄島係位置図②